

高齢者虐待防止に関する指針

1. 目的

本指針は、社会福祉法人うちみ会特別養護老人ホームつつじ苑において、虐待防止体制を整備することにより利用者の権利を擁護するとともに、利用者が虐待を受けずに介護サービス等を適切に利用できるようすることを目的とする。

尚、本指針は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214厚生省老人保健福祉局長通知）」における「第1 一般的事項 20 虐待の防止（基準第31条の2）② 虐待の防止のための指針」として、定めるものである。

また、指針内での「法人」は社会福祉法人うちみ会、「市町」は「平生町及び対象利用者の保険担当市町」を示す。

2. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待に該当する以下の行為をいずれも行わないことと、高齢者虐待の早期発見と対応に努めることを基本とする。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じる行為、または生じるおそれのある行為を加える。
- ② 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

(1) 虐待防止委員会の設置

当施設では虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を設置する。

虐待防止検討委員会責任者(以下、責任者と称す)は施設長とし、各施設のケアマネジャーを委員会運営担当者(以下、担当者と称す)とする。

(2) 虐待防止検討委員会の構成

虐待防止検討委員会は、下記職種の職員で構成する。

- ① 施設長（委員会責任者）
- ② ケアマネジャー（委員会運営担当者）
- ③ 看護職員
- ④ 介護職リーダー
- ⑤ 相談員
- ⑥ その他委員会が参加要請した職種の職員

(3) 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止委員会は、1回/3ヶ月及び虐待発生時に開催しなければならない。

(4) 虐待防止検討委員会の議題

虐待防止検討委員会の議題は、次のような内容とし、担当者が定める。

- ① 虐待防止検討委員会に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行う方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果の評価に関すること。

4. 虐待防止の研修

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発と本指針に基づいて実施する。

具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方
- ② 高齢者権利養護事業/成年後見制度
- ③ 虐待の種類と発生リスク
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 虐待が発生した場合の改善策

研修は年2回以上行う。また、新規入職者には必ず虐待の防止のための研修を実施する。尚、研修の実施内容は、研修資料、実施概要、出席者等を記録・保管する。

5. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応の基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに法人及び市町に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合、法人と協議のうえ、厳正に対処する。

・法人連絡先	社会福祉法人うちみ会	法人事務局	0820-56-7335
・市町連絡先	(平生町)	平生町役場 健康福祉課	0820-56-7115

- (2) 緊急性の高い事案の場合には、平生町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する対応を実施する。

6. 虐待等が発見した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) つつじ苑職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者又は責任者に相談・報告する。
- (2) 担当者又は責任者は、職員等からの相談・報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、虐待等を行った当人及び関係者から事実確認を行う。これら確認の経緯は、時系列で整理し、法人へ報告する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合は、当人に対応改善を求めるとともに、法人と協議して必要な措置を講じる。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合市町の窓口等外部機関に相談し、対処する。

(4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会にて当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を実施し、職員に周知する。

(5) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて法人に報告する。

また、必要に応じて、市町や関係機関及び地域住民等に対して報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

高齢者の人権等の権利擁護のため、必要に応じて、成年後見制度の利用を利用者本人及びその家族等に説明を行う。

8. 虐待等の苦情相談対応

(1) 苦情相談窓口担当者は虐待等の苦情相談があった場合、寄せられた内容を施設長および委員会の職員に報告する。

(2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。対応の流れは、「6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」にて実施する。

(3) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。また、その結果を苦情相談記録に残す。

9. 入所者等に対する当該指針の閲覧

本指針は当施設 HP 等を掲載し、常に閲覧が可能な状態とする。

10. その他虐待の防止の推進事項

各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附 則 この指針は、令和 3 年 12 月 15 日から施行する。

改 訂 この指針は、令和 6 年 7 月 26 日に内容の見直しを実施。

「5 項 虐待発生時・・・」に具体的な連絡先を追加した。